

令和5年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年5月25日(木) 午前9時30分～午前10時30分
開催場所	所沢市役所502会議室
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員	1番 池田 正巳	2番 越阪部 勲	3番 越阪部 一
	4番 内野 喜昭	5番 糟谷 裕義	6番 増田 貴雄
	7番 池田 稔	8番 鈴木 浩之	9番 見澤 幸一
	10番 石井 一	11番 川口 浩	12番 栗原 茂
	13番 大館 浩一	15番 水村 英紀	16番 本橋 与志喜
	17番 新井 祥穂		

欠席委員 14番 石井 進

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 大館 浩一委員、15番 水村 英紀委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,498平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地確保のためです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,062平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況及び耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字南永井字帖野です。地目は登記が畑、現況が公衆用道路です。面積は484平方メートルです。用途は通路です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、追認として申請地を農作業用通路として使用するものです。

以上1件です

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況及び耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員： 進入路の幅員や行き止まり道路かどうかについて許可基準はありますか。

事務局： 幅員や行き止まり道路かどうかについての許可基準はありません。あくまで農作業に必要かどうかを判断します。

委員： 幅員は何メートルありますか。

事務局： 4.2メートルです。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は東狭山ヶ丘四丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,102平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は東狭山ヶ丘四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は123平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号3番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は954平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上3件です

議長：申請番号1番及び2番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：申請番号1番及び2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。

委員：申請番号1と2番の譲渡人は同じ世帯ですか。

事務局：住所は同じですが、別世帯です。

議長：ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び2番については、全会一

致、許可相当といたします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北中三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は188平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を祖父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は東狭山ヶ丘四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は595平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松です。現況地目は畑で、面積は1,704平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,404.43平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,871平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番から3番までについては関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：申請番号1番から3番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番から3番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番から3番までについて、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めまます。よって、申請番号1番から3番までについては、全会一致、決定といたします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の8筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は8筆合わせて7,991.36平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年9月1日から令和7年3月31日までの1年7か月間です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、30件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農業振興地域整備計画の変更（1月申請分）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）